

淑徳大学 ハラスメント調査委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、淑徳大学ハラスメント防止規程第13条第2項に基づき、淑徳大学ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

(調査委員会の設置)

第2条 ハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」という。）は、ハラスメントの事実関係の調査が必要な場合、事案ごとに調査委員会を置くことができる。

(調査委員会の責務)

第3条 ハラスメントの事実関係を調査するために次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 申立てのあったハラスメントに関する事実関係を明らかにすること。
- 二 事案を申立てた者（以下「申立人」という。）、事案を申立てられた者（以下「被申立人」という。）から事情を聴取することができる。ただし、必要に応じて申立人の承諾により、関係者から事情を聴取することがある。
- 三 その他当該調査の事実関係を明らかにするために必要な事項

2 調査委員会は、調査の開始した日から3ヶ月以内に調査を終了し、その結果を防止委員会に文書にて報告しなければならない。

ただし、やむを得ない事由により3ヶ月以内に調査が終了しない場合は、防止委員会の許可を経て、相当期間調査を延長することができる。

(調査委員会の構成)

第4条 調査委員会委員は、事案ごとに防止委員会が推薦し、学長が任命する以下の委員をもって構成する。

- 一 申立てのあったキャンパスの専任教職員
- 二 他学部の専任教職員
- 三 弁護士

2 調査委員会に委員長を置き、学長がこれを任命する。

3 調査委員会委員の任期は、当該事案に関する調査が終了し、報告された時点までとする。ただし、申立人から意義を申し立てられた場合は、調査委員会委員の任期は、延長される。

4 調査委員会委員は、事案ごとに当該事案に関わりのない部局の教職員の中から男性及び女性若干名を委嘱する。ただし、キャンパスの事情により、ジェンダーバランスを取ることが不可能な場合はこの限りではない。

- 5 前項の委員は、防止委員会委員及び相談員を兼務してはならない。
- 6 第4項の委員は、複数の事案の調査委員会を兼務することを妨げられない。

(調査委員会委員長)

第5条 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 調査委員会委員長に事故あるときには、あらかじめ調査委員会委員長の指名する調査委員会委員が、その職務を代理する。

(調査委員会委員)

第6条 (削除)

(調査委員会委員の責務)

第7条 調査委員会委員は、次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 中立公正な立場、態度を堅持する。
- 二 二次被害の防止に努める。
- 三 任期中及び任期後において、その職務上知りえた情報を漏らしてはならない。

(申立人及び被申立人の出席並びに文書等の提出の要求)

第7条の2 調査委員会委員は、当該事案について調査の必要がある場合、申立人及び被申立人に対し、調査委員会への出席又は当該事案に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。

- 2 調査委員会委員長は、申立人及び被申立人に出席を求める場合、出席すべき日時、場所その他必要な事項を文書にて通知しなければならない。
- 3 調査委員会委員長は、申立人及び被申立人に文書又は物件の提出を求める場合、提出すべき文書又は物件の表示、提出期限その他必要事項を文書にて通知しなければならない。

(報告書の内容)

第8条 調査報告書には、以下の内容を記入する。

- 一 事案の経過
 - 二 申立人及び被申立人の主張、調査委員会の事実認定
 - 三 申立人及び被申立人の要望、調査委員会の見解
- 2 調査報告書を作成した後、調査対象者に報告書を提示し、主張した内容に相違がないか確認する。ただし、申立人及び被申立人により主張した内容に相違がある場合には、再調査の上、報告書を作成し再確認しなければならない。

(調査委員会委員の交替)

第9条 第7条第1項に反する行為があった場合、申立人又は代理人は防止委員会に対して、当該委員の交替を求めることができる。

2 前項に規定する委員の交替の求めがあった場合、防止委員会は、遅滞なく調査委員会委員を交替させることができる。

(調査の終了)

第10条 調査は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、防止委員会の了承により終了する。

- 一 調査委員会の調査が完了し、報告書を防止委員会に提出した時点
- 二 申立人が調査の打切りを申出たとき。ただし、防止委員会は、その時点で学長の判断をおおぐことができる。

(事務)

第11条 調査委員会の事務は、事務局が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。